

ひ た し  
日田市

しょう さ べつ かいしょう  
障がいによる差別を解消し

だれ ところ ゆた く  
誰もが心豊かに暮らせる

じょう れい  
まちづくり条例

ひ た し だれ たが そんな きょうせい  
日田市では、誰もがお互いに尊重しあいながら共生する  
おこな じょう れい せいてい  
まちづくりを行うため、条例を制定しました。



ひ た し  
日田市

## じょうれい 条例のポイント



イメージ・キャラクター  
ポップスくん

作者 大倉 薫さん  
(日田市在住)

### しょう しゃ さ べつてきと あつか ぎゃくたい きん し だい じょう 障がい者への差別的取り扱いや虐待を禁止します。(第7条)

しょう ひと たい せいとう りゆう しょう りゆう しょう ひと ひと  
障がいのある人に対し、正当な理由もなく、障がいを理由に、障がいのある人をない人  
くべつ せいげん りゆう ぎゃくたい  
と区別したり、制限したりしてはいけません。また、どんな理由であれ、虐待はしてはい  
けません。

### しょう しょう しゃ そうご りかい そくしん だい じょう 障がいや障がい者への相互理解を促進します。(第8条)

しょう ひと ちいき たが りかい ふか けんしゅう しょう ひと ひと  
障がいのある人と地域でお互いに理解を深める研修や、障がいのある人もない人も  
いっしょ こうりゅう たが し あ きかい ふ  
一緒に交流ができ、お互いのことを知り合える機会を増やしていきます。

### ごうり てきはいりよ ていきょう と く だい じょう だい じょう 合理的配慮の提供に取り組みます。(第9条・第10条)

しょう ひと かぞく てだす ひつよう はいりよ いし つた ばあい  
障がいのある人やその家族から、手助けや必要な配慮について意思が伝えられた場合、  
ふ たん おも はんい しょう おう ごうりてき たいおう ひつよう  
負担が重すぎない範囲で、障がいに応じて合理的な対応をする必要があります。

### かいけつ し く つく だい じょう だい じょう トラブル解決の仕組みを作ります。(第11条～第17条)

しょう ひと かぞく さべつ ぎゃくたい かん し そうだん  
障がいのある人やその家族は、差別や虐待に関することを市に相談することができます。  
ひつよう おう ひ た しょう しゃさべつかいしょうちょうせいいいんかい せっち じよげんとう おこな てきとう  
必要に応じて、日田市障がい者差別解消調整委員会を設置し、助言等を行うことが適当と  
みとめられたときは、市長は助言やあっせんを行います。  
じよげん かんこく したが ばあい しめい かんこくないよう こうひょう  
もし、助言や勧告に従わない場合は、氏名や勧告内容を公表します。

## ふとう さ べつてきとりあつか 不当な差別的取扱いとは

しょう ひと たい せいとう りゆう しょう りゆう つぎ こうい  
障がいのある人に対し、正当な理由もなく、障がいを理由として、次のような行為が  
きんし  
禁止されています。

- × サービスや各種機会の提供を拒否する。
- × 場所や時間帯などを制限する。
- × 障がいのない人にはつけない条件をつける。

せいとう りゆう ほんだん ばあい しょう ひと りゆう せつめい りかい え  
正当な理由があると判断した場合は、障がいのある人にその理由を説明し、理解を得る  
よう つと たいせつ  
よう努めることが大切です。

### ぐたいてきじれい 《具体的事例》

- ◎ くるま もうどうけん かいじょしゃ しょう かん りゆう にゅうてん きよひ  
車いすや盲導犬、介助者など、障がいに関することを理由にして、入店を拒否する。
- ◎ しょう じょうしゃ ばしょ じ かんたい せいげん  
障がいがあることのみをもって、乗車できる場所や時間帯を制限する。
- ◎ しょう ひと たい しょう りゆう せいやくしょ ていしゅつ もと など  
障がいのある人に対し、障がいを理由とした誓約書の提出を求める。 など

## ごう り てき はいりよ 合理的配慮とは

しょう ひと しゃかいてきしょうへき と のぞ  
障がいのある人から、社会的障壁を取り除くために、  
てだす はいりよ ひつよう いし つた しょう  
手助けや配慮を必要とする意思が伝えられたときに、障  
がいのない人と同じように活動できるように、負担が重  
ひと おな かつどう ふたん おも  
すぎない範囲で、ルールや設備などの変更や調整を行う  
はんい はんい せつび へんこう ちょうせい おこな  
ことをいいます。



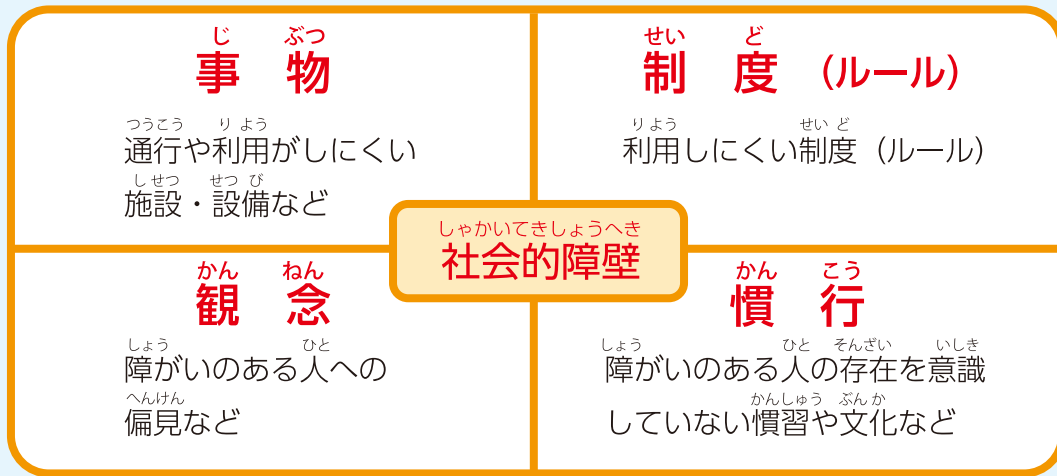
### ぐたいてきじれい 《具体的事例》

- ◎ だんさ ばあい つか ほじよ  
段差がある場合には、スロープなどを使って補助する。
- ◎ たか ところ ちんれつ もの と わた  
高い所に陳列された物などを取って渡す。
- ◎ ひつだん よ あ わ せつめい  
筆談や読み上げなどして、分かりやすく説明する。
- ◎ かんじ ふ がいらいご さ  
漢字にふりがなを振り、なじみのない外来語は避ける。
- ◎ たが いし つた え たんまつ つか  
お互いの意思を伝えるために絵やタブレット端末などを使う。
- ◎ しょう とくせい おう ざ せき き  
障がいの特性に応じて座席を決める。 など

	さべつ およ ぎやくたい きんし 差別及び虐待の禁止	ごう り てきはいりょ ていきょう 合理的配慮の提供
やくしよ こうてき きかん はたら ひと 役所などの公的機関で働く人	ほうてき ぎ む 法的義務	ほうてき ぎ む 法的義務
かいしゃ みせ じぎょうしゃ しみん 会社やお店などの事業者・市民	ほうてき ぎ む 法的義務	どりよく ぎ む 努力義務

しゃかいてきしょうへき  
★ 社会的障壁とは ★

しょう ひと まいにち せいかつ おく うえ ししょう しゃかい  
障がいのある人が、毎日の生活を送る上で支障となるような 社会にあるバリア  
(じぶつ せいど かんこう かんねん た いっさい  
事物、制度、慣行、観念その他一切のもの) をいいます。



そうだん と あ まどぐち  
相談・お問い合わせ窓口

- **社会福祉課障害福祉係 (市役所 1 階)**  
 電話 (0973) 2 2-8 2 9 0    ファックス (0973) 2 2-8 2 5 8  
 受付時間 8 : 30 ~ 17 : 00 (土日祝日および年末年始を除く)
- **日田市虐待防止センター「B e e すけっと」**  
 電話 (0973) 2 7-6 2 5 1    ファックス (0973) 2 7-6 2 5 0  
 受付時間 24 時間
- **大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター**  
 電話・ファックス (097) 5 5 8-7 0 0 5 (障がい者 110 番)  
 受付時間 8 : 30 ~ 17 : 00 (土日祝日および年末年始を除く)